

第百十号議案

東京都立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。  
別表第六中

夜間照明施設	一回（一時間以内）	三千円		
観客席	一回（一時間以内）	千三百円		

を

に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

有料施設の使用料の種別を新設する必要がある。